

郡山市風しん抗体検査費用助成事業実施要領

平成26年 1 月 9 日制定

平成26年 4 月 1 日一部改正

令和元年 7 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

[保健福祉部保健所保健・感染症課]

1 趣旨

この要領は、先天性風しん症候群の予防をするために、郡山市（以下「市」という。）が独自に実施する風しんワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）をより効率的に実施することを目的に、当該ワクチン接種が必要である者を抽出するための抗体検査の費用助成について、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

対象者は、風しん抗体検査（以下「検査」という。）日において郡山市に住民登録をしている者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 妊娠を希望する女性（妊娠中の者を除く。）
- (2) 妊娠を希望する女性の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）などの同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者に限る。）
- (3) 風しん抗体価が低い妊婦の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）などの同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者に限る。）

ただし、過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。

3 実施内容

H I 法による検査とする。ただし、H I 法による検査が困難な場合は、E I A 法その他検査方法（以下「E I A 法等」という。）による検査によることができる。

4 実施場所

検査を実施する場所は、市長の要請に応じて個別検査に協力する旨を承諾した医師が、一般社団法人郡山医師会（以下「医師会」とい

う。)に当該検査の受託を申し出た医療機関（以下「指定医療機関」という。）とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、市長が検査を依頼する市外の医療機関又は保健所においても実施できるものとする。

5 実施方法

- (1) 検査を受けようとする者（以下「受検者」という。）は、郡山市風しん抗体検査受診票（以下「受診票」という。）を、検査を受けようとする指定医療機関に提出するものとする。
- (2) 前項に規定する受診票は、3枚の複写式とし、それぞれ「①郡山市用」、「②医療機関用」及び「③本人用」と定めるものとする。
- (3) 検査を行う医師（以下「検査医師」という。）は、検査前に受検者に問診を行い、検査を受けることが適当と判断した場合は、受検者から当該検査の理解を得た上で、その者に検査を実施するものとする。
- (4) 検査結果の判明後、検査医師は、受検者に受診票（③本人用）を交付するとともに、受診票（①郡山市用）を市長に提出するものとし、併せて受診票（②医療機関用）を保管するものとする。
- (5) 受検者が市外の医療機関における検査を希望する場合は、受検者はあらかじめ風しん抗体検査依頼書交付申請書を市長に提出するものとする。市長は、当該申請書に係る医療機関が適当と認める場合は、受検者に風しん抗体検査依頼書を交付するものとする。この場合において、検査の手続等については、前3項に定める手続に準ずるものとする。

6 検査結果の区分

検査の結果が16倍以下である場合は郡山市風しんワクチン接種費用助成事業の「適用」とし、検査の結果が32倍以上である場合は「不適用」とする。

なお、検査をE I A法等により行った場合は、H I法に換算するものとする。

7 自己負担金

検査に要する費用は、無料とする。

8 償還払い

- (1) 第4条ただし書の規定により市外の医療機関で検査を受けた受検者は、郡山市風しん抗体検査費用請求書及び所定の添付書類を市長に提出し、当該費用の請求を行うものとする。
- (2) 市長は、前項の請求書等を受理した場合はその内容を審査し、適当と認めたときは受検者に当該検査に係る費用を支払うものとする。ただしその支払額は市が医師会と契約している委託料単価を限度とする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年1月9日から施行する。

(償還払いの特例)

2 市長は、平成25年4月1日から平成26年1月8日までの間に医療機関において検査を受けた者（検査日当日この要領の対象者の規定に該当する者に限る。以下「特例受検者」という。）に対し、該当検査に係る費用について償還払いをすることができる。

3 特例受検者における市に対する当該費用の請求手続きについては、8(1)の規定を準用するものとする。

4 特例受検者に対する当該費用の支払いについては、8(2)の規定を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の郡山市風しん抗体検査費用助成事業実施要領の規定は、平成26年4月1日以降に検査する風しん抗体検査について適用し、同日前に検査した風しん抗体検査については、なお、従前の例による。

3 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。